

いぶき

二本松市農業委員会だより

令和2年11月1日発行

第29号

編集発行

二本松市農業委員会

TEL(0243)55-5148(直通)



▲左から藍原静江さん北本礼子さん北本千晶さん

一家で営む居酒屋「ことぶき」の常連さんで、きゅうり農家の斎藤慎也さんから農業の魅力を聞いていた北本千晶さん。飲食業以外の事業を模索していたところであり、周囲の声にも後押しされて就農することを決めました。斎藤慎也さんのもとできゅうり栽培を学び、今年から母の礼子さん、叔母の藍原静江さんの女性3人で本格的にスタート。35アールの畑で「蒼夏」という品種を栽培し、JAふくしま未来へ出荷しています。「まさか農業をするようになるとは数年前は思いもしなかった。始めたばかりで作業に時間がかかっていますが、作業効率を上げて規模を拡大していきたい。」と意気込みます。

6月下旬から始まった出荷は

真夏が最盛期で10月まで続きます。その間は毎日午前3時に起床し収穫作業、夕方に選別作業を行います。「農繁期は忙しいが、農閑期は自分の時間を持っているのでメリハリのある働き方ができるのが魅

農業に魅了された女性たちの挑戦

力。女性だからこそできるきめ細やかな営農を通して、農業に対する一般的なイメージを変えていきたい。」と話すとおり、農機具には絵が得意な千晶さんの手によるかわいらしい動物が描かれており、ご家族皆さんの笑顔と相まって、畑が一層明るく感じました。

「右も左もわからない自分たちを受け入れてくれて、塩沢地区の方々にはとても感謝しています。支えてくれる人たちのためにもしっかりとやっていきたい。」と、笑顔で話してくださいました。これからのご活躍に期待です。

(左上) 収穫したきゅうりを使った料理

(左下) 動物が描かれた消毒機



就農希望者に寄り添う頼りになる指導者



地域をどうするか考える



▲自慢のミニトマトと大野達弘さん

東和・針道地区で稲作やねぎ、ミニトマトを主に栽培しながら多くの新規就農者の指導を行ってきた大野達弘さん。指導する際は農業を『生業』としていく心構えを重視しています。「就農しても途中で辞めてしまう話をよく聞く。このあたりの中山間で就農するには地域で支えあう横のつながりが必須。また、収益が上がらなければ早朝の新聞配達をやっても暮らしを維持していくぐらいの気概が必要。そういったことを伝えていければ。」と話す大野さんの

下には、就農してからも多くの方が相談に訪れています。農業の魅力に触れ、農村のあたたかさを感じてもらえればと農家民宿を9年前に始め、主に農業大学の教授や学生が利用し、宿泊人数は1000人を超えます。「農業の現場を感じて今後に生かしてもらいたい。就農するにしても農業をあまり使わず野菜を育てたいといったよ

うな、これをしたというビジョンがないとこちらも支援できない。やりたいことに合わせた支援をしていきたい。」と話してくれました。



▲作物の息吹があふれる大野さんのネギ畑

いつまでも続けられる農どくらしを



▲手塩にかけた耕作地と関元弘さん

東和・戸沢地区で有機農業を行う、オーガニックふくしま安達の代表でもある関元弘さん。有機認定を受けた1ヘクタールの圃場で1年を通じてきゅうりや大根、ほうれん草等様々な野菜を育てる傍ら、後継者の育成にも力を入れています。「繋がりが、ご縁がないと地域に入って就農するのは難しい。私は前職の人事交流で旧東和町に勤務したことがきっかけになりました。農業を始められた。収穫体験等の場を提供して、それがきっかけとなれば。」と話します。自

宅の離れをリフォームし、ツアー会社と連携して日帰りや宿泊の農業体験ツアーを企画したりと積極的に活動を行っています。「農業は自分で考えて行動できる人が向いていると思う。百のことができてこそその百姓。いろいろできる人が求められる。」と話します。今後は就農希望者を受け入れられるくらいに規模を拡大していきたいたらと意気込みます。「有機野菜のニーズが高い首都圏へ売り込む等販路の確保は重要。ただ農業は自然循環の一部なので、持続可能な範囲で事業拡大をしていきたい。」と話してくれました。



▲おいしいきゅうりの手入れに余念のない関さん

目的を達成するための法人化

癒しと農を体感する



▲大きな神棚とのれんが印象的な民宿の居間

岩代・東新殿地区で株式会社清峰園を設立し、タラの芽やほうれん草、花の苗を栽培しながら農家民宿とレストランを経営する山崎清典さん・友子さんご夫妻。友子さんが山崎家に嫁いだ際の「すごく立派な家、この家は大切にしたい」との思いが農家民宿への足掛かりとなりました。グリーンツーリズムの研修や道の駅さくららの郷の役員としての経験を糧に、今春念願の民宿開業に至りました。

農業をベースに余力で農家民



▲貫禄ある佇まい、築100年の古民家

宿を行う道を模索するなかで、将来を見据え法人化に踏み切りました。「お客様には居心地よく穏やかに過ごしてもらいたい。そしてここをいいなと思ってもらって、定住に繋がれば・・・」。現在は忙しい時期だけパートさんをお願いしているが、雇用機会創出の観点からも通年雇用できるよう今後目指したい。」と話してくださいました。新型コロナウイルスの影響で旅行者が激減するという逆風の中での船出となりましたが、負けずに頑張ってもらいたいです。

次世代へ繋げていくために



▲沖田集落代表の武藤喜一さん頼れる地域のまとめ役

東和・戸沢地区の一般社団法人沖田集落は令和元年6月に法人設立されました。営農面積は10ヘクタールでコシヒカリとひとめぼれを作付けし、全てJAふくしま未来へ出荷しています。種まき機、乗用草刈機、コンバイン、乾燥機、小型ダンプ、倉庫兼事務所を法人で所有しておし、育苗から乾燥調製まで一括して行えることが強みです。「以前から中山間事業や多面的支払制度を利用しており、集落のまとまりはいい。法人化の際も特に問題なく設立することができた。」と、代表の武藤喜一

さんは語り、地区の団結力の強さを感じました。

遊休農地、後継者不足の解消を目指して設立、課題も多いですが「法人として農地を借り受けているので、就農しようとする若い人を受け入れやすいのが強み。また、作業をみんなで分担できるので高齢の方でも作業が可能。しかし、60代70代の人が多く後継者が少ないのが現状。せっかく機械や事務所を整備したので、世代をつないでこれからも続けていきたい。」と将来を見据えていました。



▲農機具を有効活用し、効率的な運営を目指す



～令和2年 農業委員会作況調査～



令和2年の農業委員会による作況調査を9月18日に行いました。市内6箇所の圃場を訪問し生産者より説明を受け、今年の作柄を調査しました。

◇安達・米沢の佐藤忠雄さんの水田では、水稻の成育状況について説明を受けました。「コシヒカリ」と「ひとめぼれ」を栽培し、肥料は多めに入れていきます。刈取は9月中旬頃の予定、作柄は良とのことでした。

◇東和・木幡の石川重彦さんの水田では「コシヒカリ」だけの栽培で、専用の肥料を使ったが施肥量の調整が難しく若干倒伏

作況調査場所

- 佐藤 忠雄さん(米沢)……………水稻
- 石川 重彦さん(木幡)……………水稻
- 遠藤 花子さん(田沢)……………ミニトマト
- 佐久間 敏さん(杉沢)……………水稻
- 佐々木 悟さん(反田)……………水稻
- 半澤 宣孝さん(永田)……………きゅうり



▲石川重彦さん

◇岩代・田沢の遠藤花子さんのハウスでは「サンチエリーピュア」という品種のミニトマトを栽培し、前半は成育も良く収量も多かったが、後半病気などが出て減少したとのこと。9月末まで出荷され、その後「ほうれん草」を作付けするとのことでした。



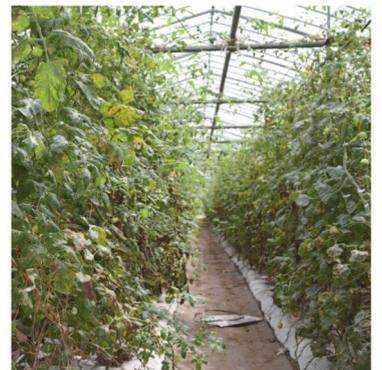
▲佐藤忠雄さん

したとのことでした。刈取は10月上旬予定、作柄はやや良とのことです。



▲佐久間敏さん

◇二本松・永田の半澤宣孝さんのきゅうり畑では、「福富」という品種を栽培され、灌水設備も整え霜が降るまでの長い期間



▲遠藤花子さんの圃場

ヒカリ」と「ひとめぼれ」を作付けし、その後の生育も良く作柄はやや良とのことでした。



▲半澤宣孝さん

◇一般的に言えますが、最近の異常とも言える気象変動にも拘らず、生産者はそれぞれに創意工夫され良品生産に努力されていることを強く感じました。
(武藤善朗委員)



▲佐々木悟さん

収穫したいとのことでした。昨年からは自動選果にしたので、労力的にも楽になり時間にも余裕ができたとのことです。

今年の作況は、7月の長雨と日照不足により、減収を心配されましたが、8月の好天により生育は回復し概ね良とのことでした。



▲担当地区を調査中の委員

農地利用状況調査を実施

今年も農業委員と農地利用最適化推進委員が、担当地区の農地の作付け・利用状況や違反転用の調査を行いました。この調査は有休農地の発生防止・解消対策や「人・農地プラン」実質化を進めるうえで基礎となる情報を把握するための大切な活動となっています。

年々、雑木等が繁茂してしまった農地が目につくようになった背景には、耕作者の高齢化、後継者不足、水利の不便な農地の耕作放棄などがあり、市内全ての地域が直面する課題であると思われる。

こうした問題を少しずつ解消し、使える農地を活用すべく、担い手農業者への集約化や中間管理機構への貸付など、農業委員会も関係機関と連携し活動していきますので、農業委員会に気軽に相談ください。

なお、この調査は市内全域で行われ、調査結果を踏まえ遊休農地解消に向けた指導を行うため、農地条件が良いにも拘らず遊休農地のままとなっている耕作者に対して、農地の有効利用に向けた「農地利用意向調査」を行いますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

(安齋浩一委員)

農業者年金に加入しませんか？

その1 農業者は長生きです

農業者年金に加入している65歳以上の農業者の平均余命は、男性が23年(88歳)、女性が27年(92歳)です。65歳の平均余命は、男性が85歳、女性が89歳ですので、農業者年金に加入している方が長くなっているのがわかります。

その2 高齢農家の現金支出は約24万円

高齢農家の現金支出は、平成30年ベースでの推計は月額約24万円。一方、国民年金の年金額は夫婦2人月額約13万円(保険料を夫婦とも20歳から60歳まで40年間支払った場合)ですので、月額約10万円程度不足します。



そこで、老後の家計費の不足を解消するため国民年金の“上乘せ年金”には農業者年金が最適です。是非、ご検討ください。

詳しくは農業委員、農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局までお問い合わせください。

国が支える 積立方式で安心

老後の備えとして

農業者年金

次の3つの要件を満たす方であれば、どなたでも加入できます。

年間60日以上
農業従事

国民年金1号
被保険者
国民年金保険料
納付免除者を除く

60才未満

農業者年金の特徴

- 積立方式で安心
- 加入・脱退も自由
- 保険料は全額社会保険料控除
- 保険料はいつでも変更できる
- 農業の担い手には保険料補助
- 終身年金 80歳までの死亡一時金あり

詳しくは… 農業者年金 検索、<http://www.nounen.go.jp> 独立行政法人農業者年金基金

TEL: 03-3502-3942 (全国調査室) TEL: 03-3502-3199 (専門相談員)

農業委員会 TEL: / JA TEL:

※加入には国民年金の付加年金への加入が必須です。

～農業委員・農地利用最適化推進委員研修会～



▲講師の全国農業会議所 専門相談員 澤畑氏

限しての開催となり、閑散とした会場に全員がマスク着用という例年とは違った雰囲気での研修会となりました。

福島県農業会議の奥平貢市副会長（二本松市農業委員会会長）の挨拶からはじまり、農業委員・推進委員の役割についての研修に続いて、「地域の合意形成に向けた話し合いの進め方」と題し、澤畑佳夫氏の講演が行われました。澤畑氏は茨城県東海村農業委員会の事務局長時代に全農地を対象とした5年後の農地利用意向調査や全集落の座談会を実施、その結果を基に大幅な農地集積等を行いました。その手法や考え方は、これからの農地集積・集約、遊休農地の発生防止、解消等の先進事例として全国から注目されており、各農業委員会が推進しなければならない「人・農地プラン」の実質化その基礎となる意向調査や集落座談会の進め方について、現場出身者ならではの目線で話されました。また、「農業を通じたまちづくり」、「住民（子供を含む）と行政の協働によるまちづくり」の提唱を伺い、私たち農業委員会も地域の皆さんとともに元気なまちづくりを進めていくことの大切さを痛感しました。

意向調査や集落座談会を通して、大切な農地を守り、生かし、元気なまちづくりを実現していきますので、皆様のご理解ご協力をよろしく願います。

（安齋浩一委員）

県北地区の農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が、8月27日福島市の「バルセイざか」において開催されました。

今回の研修会は、新型コロナウイルスの感染防止のため、各農業委員会から参加人数を制

空き家に付属した農地が取得しやすくなりました

新規に就農する際などに取得しなければならぬ農地の最低面積は30アールと定めています。が、都市部からの移住や市内の空き家の有効活用を促進するとともに、遊休農地を減らすことも目的として、空き家とともに周辺の農地を同時に取得する場合は、新たに特例基準を適用することができるよう定められました。

○**空き家に付属した農地を取得する場合の特例基準面積**

1アール以上3アール以下

○**主な取得要件**

- (1) 耕作が可能な農地であること
- (2) 空き家から容易に通作できること
- (3) 空き家と農地の所有者は同一であること
- (4) 3年間は農地転用及び転売しないこと

○**取得に必要な書類**

- 農地法第3条第1項の必要書類＋
- (1) 空き家の権利取得について内容が確認できる書類（契約書の写し等）
 - (2) 農地転用及び転売しない旨の確約書
 - (3) 農業委員会が必要と認めるもの

農地法等の

許可申請は

余裕を持って

提出しましょう!

◎農地法等の許可申請は、原則として毎月25日（25日が閉庁日の場合は翌開庁日）が締め切りとなります。申請の際には記載漏れや誤りがないか、添付書類は揃っているかなどをよく確認してください。

◎万が一、申請書や添付書類に不備や不足がありますと当月分として受付できなくなります。

◇農地の売買・貸し借りはどうやるの？◇



農地を売買・貸し借りするには3つの方法があります。

○農地法第3条

担当：農業委員会事務局(電話55-5148)

農地を耕作の目的で売買したり(交換、贈与を含む)、貸し借りをするには許可が必要です。

対象要件

- ①農地全てを効率的に利用し耕作すること。
- ②農地の取得者や世帯員等が農作業に常時従事すること。
- ③申請する農地を含め、取得後の経営面積が30アール以上であること。

なお、申請する農地に制限等(農業者年金、贈与税の納税猶予など)がないかどうか事前に農業委員会にご相談ください。

申請は毎月25日締め切りです(25日が閉庁日の場合は翌開庁日)。

○農業経営基盤強化促進法

担当：農業振興課(電話55-5116)

農地を耕作の目的で売買又は貸し借りをする場合、以下の要件を満たすときは農地法第3条の許可申請よりも簡易に売買や貸し借りができます。貸し借りの場合は、契約期間が終了すれば自動的に農地は戻ってきます。また、売買の場合は税金の特例を受けることもできます。

対象要件

- ①対象農地が農用地等であること(売買の場合は農振農用地であること)。
- ②農地の受け手が認定農業者又は担い手であること。

農業経営基盤強化促進法のメリット

- ・農地法第3条の許可が不要です。
- ・貸した農地は期限が来れば、離作料を支払うことなく必ず返却されます。また、再設定をして継続して貸す事もできます。
- ・農地を売った場合、譲渡所得について800万円の特別控除があります。また、市町村が登記の手続きを行います。

○農地中間管理事業による農地の貸し借り

担当：農業振興課(電話55-5116)

福島県農業振興公社(電話024-521-9845)

農地中間管理事業とは、農地を貸したい人と借りたい人との間を「農地中間管理機構」である福島県農業振興公社が貸し借りを仲介し、分散している農地の集積・集約化を進め、農用地利用の効率化を図る制度です。

農地中間管理事業のメリット

- ・農地法第3条の許可が不要です。
- ・賃借料は機構が清算を行い、確実に支払われます。
- ・貸した農地は契約期間の終了後は確実に返却されます。
- ・一定の要件を満たせば、機構集積協力金が受けられます。

※農用地等の諸条件、地域の受け手の状況によっては、農用地を借り受けできない場合もあります。

農業委員会からのお知らせ

農地を売りたい、貸したい(農業経営規模縮小)方は農業委員会事務局までご相談ください。

◆売りたい農地		
所在地	地目等	面積(アール)
伊佐沼町一丁目	田2筆	2
沖一丁目	田2筆	13

お問い合わせ先

農業委員会事務局
(市役所2階)
☎ 55-5148

農地の売買や転用許可申請手続きはお済みですか？

農地を農地以外のものにする場合や、権利の移動には農業委員会の許可が必要になります。事前に農業委員会事務局にご相談ください。

転用完了後や非農地証明による地目変更登記はお済みですか？

転用許可を受け農地を農地以外のものにした場合は、速やかに地目変更登記を行ってください。手続きが行われていないため、後々農業委員会事務局に相談に訪れるケースが増えています。

全国各地の今の話題が満載

全国農業新聞を購読してみませんか？

農業に関する情報や地域の話題や経営と暮らしに役立つ情報をお伝えします。
○発行：毎週金曜日(月4回発行)
○購読料：月額700円(送料込み)



※購読申込みは農業委員、農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局

農業委員会への届出はお済みですか？

- 相続(遺産分割・包括遺贈を含む)
 - 法人の合併
 - 時効取得等
- により農地の権利を取得した場合は、相続等の届出をしてください。



広報委員

編集後記

二本松市農業委員会だより「いぶき」第29号を発刊しました。最後までお読みいただきありがとうございます。最後までお読みいただきありがとうございます。今年も県内でも日照不足と長雨により、農作物に甚大な影響を受けました。また、未だ続く感染症新型コロナウイルスの影響で、三密を避けるための対策をとりながら委員会を開催しています。オリピックが来年に延期になったように、コロナ感染を防ぐため行事の中止が相次いだことにより、紙面で皆様にお知らせする場面が少なく苦慮しましたが、広報委員、事務局の協力により今回の「いぶき」を発刊することができました。次号も現況に感わされることなく地域の皆様の役に立つ情報を編集してまいりますので、皆様からのホットな情報をお待ちしております。(安齋喜八委員)

委員長 松本 太	副委員長 菅野 正寿	委員 野地 さよ子 武藤 善朗 武藤 喜八 安齋 健之 武藤 浩一 安齋 幸吉 遊佐 信一 大内 信一	会長 奥平 貢市	オブザーバー 野地 太郎	会長職務代理者 野地 太郎
-------------	---------------	---	-------------	-----------------	------------------